

【カードローンカード規定】

第1条 (カードの利用)

1. 当行のSMBCコンシューマーファイナンス株式会社保証付カードローンカード (以下「ローンカード」といいます。)は、つぎの各号の取引に利用することができます。
 - ① 当行および当行が現金自動払出機 (以下「CD」といいます。)の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関等 (以下「払出提携先」といいます。)のCD、または当行および払出提携先の現金自動預入引出機 (以下「ATM」といいます。) (以下「CD」と「ATM」の両者を総称して「自動機」といいます。)を利用してカードローンの出金をする場合。
 - ② 当行および当行のATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関等 (以下「預入提携先」といいます。)のATMを利用してカードローンの入金をする場合。
 - ③ その他当行所定の取引をする場合。

第2条 (手数料)

1. 自動機を利用して入出金するときは、所定の手数料をお支払いいただきます。
2. 前項の手数料のうち、自動機を利用した場合の手数料は、入出金時に自動的にローンカードにより貸越を行うことができるものとします。なお、払出提携先または預入提携先には当行から支払います。

第3条 (自動機による出金)

1. 自動機を利用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による出金は、自動機の機種により当行または払出提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当行または払出提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

第4条 (自動機による入金)

1. 自動機を利用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 自動機による入金は、自動機の機種により当行または預入提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第5条 (自動機故障の取扱い)

1. 停電、故障等により自動機による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより入金してください。
2. 停電、故障等により自動機による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当行が別に定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でローンカードにより出金することができます。

第6条 (ローンカード、暗証番号の管理等)

1. 当行は、自動機の操作の際に利用されたローンカードが、当行が本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定方法により確認のうえ、出金を行います。
2. ローンカードは他人に利用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に利用されるおそれが生じた場合または他人に利用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる出金の停止の措置を講じます。
3. ローンカードの盗難があった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第7条 (偽造カード等による出金等)

1. 偽造または変造カードによるカードローンの出金は、本人の故意による場合または当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第8条 (盗難カードによる出金等)

1. ローンカードによる盗難により、他人にローンカードを不正利用され生じたカードローンの出金については、つぎの各号のすべてに該当する場合、当行は次項に定める貸越対象額について本人にその支払を求めることができないものとします。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知がおこなわれていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の通知がなされた場合、当該カードローンの出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日 (ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日とする) 前の日以降になされた当該カードローンの出金額 (手数料や利息を含む) に相当する金額 (この条において「貸越対象額」といいます。) について支払を求めることができないものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は貸越極度額の4分の3に相当する金額について支払を求めることができないものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日 (当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日) から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は貸越対象額について支払を求めることができます。
 - ① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、つぎのいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など) によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してローンカードが盗難にあった場合

第9条 (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

1. ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

第10条 (ローンカードの再発行等)

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第11条 (自動機の操作等)

1. 自動機の利用は所定の要領に従い正しく操作してください。
2. 自動機の利用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当行は一切の責任を負いません。

第12条 (解約、ローンカードの利用停止等)

1. カードローン契約の解約または終了ならびにローンカードの利用を取り止める場合には、ローンカードを取引店に返却してください。なお、未処理取引がある場合には、その処理が終わるまで解約を延期させていただく場合があります。
2. ローンカードの改ざん、不正利用など当行がローンカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行から請求があり次第、直ちにローンカードを取引店に返却してください。
3. つぎの各号の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できた時に停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② 当行が別途表示する一定の期間に入出金がない場合
 - ③ ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に利用されるおそれがあると当行が判断した場合

第13条 (譲渡、質入れ等の制限)

1. カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第14条 (カード発行手数料)

1. カードの発行・再発行にあたっては当行の定める再発行手数料をお支払いいただきます。

第15条 (規定の準用)

1. この規定に定めのない事項については、当行の定めるカードローン契約規定の各条項により取扱います。

第16条 (本契約の変更)

1. 銀行は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、銀行のホームページにおける公表その他相当な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。
 - ① 契約の内容が借主の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。